

公 示

公 示 第 1 1 9 号

旅客の運送の用に供する自動車に係る自動車の種別について

道路運送法施行規則第1条第2項第2号に基づき、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二の自動車の範囲欄の6に掲げる自動車に準ずるものとして、下記自動車を定めたので公示する。

平成16年3月24日

北陸信越運輸局長 大野 裕夫

記

- ・ 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車のうち、運行時に寝台又は車いすを固定することのできる設備を有する特種用途自動車

附 則

本公示は、平成16年3月24日から適用する。